

いう。) である場合。

- (2) 当社が、反社会的勢力と人的・資本的・経済的に深い関係にあると認められる場合。
- (3) 当社が、自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれのあると貴社に判断された場合。
 - ①反社会的勢力であることを標榜した場合
 - ②反社会的勢力を利用した場合
 - ③詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合
 - ④名誉や信用等を毀損した場合
 - ⑤業務を妨害した場合
 - ⑥違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合
 - ⑦不法又は不正な取引を行った場合
 - ⑧金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合
 - ⑨風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害した場合

3. 当社は、機密情報を第三者に開示する場合、開示する第三者にも、前項の規定を遵守させるものとし、当該第三者が前項各号のいずれかに該当したときは、貴社は催告その他の手続きを要しないで、本誓約差入後であっても無条件で本誓約及び本案件の取得等に係る全ての契約を解除することができるものとする。

4. 当社は、第 2 項又は第 3 項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、貴社に直ちに通知する。

5. 第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本誓約及び本案件の取得等に係る契約が解除された場合、当社は、本解除により生じた貴社の損害を貴社に対して賠償する。

6. 第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本誓約及び本案件の取得等に係る契約が解除された場合、当社は、本解除により生じた当社の損害について、貴社に対しき切の請求を行わないものとする。

第 7 条 (機密保持の期間)

本誓約に基づく機密保持義務は、本誓約差入の日から 1 年間存続するものとし、第 5 条に基づく返還若しくは廃棄が行なわれた後も、本誓約の存続期間中は、本誓約に定める権利・義務は消滅しないものとする。但し、第 8 条の規定については、存続期間満了後もその効力が存続するものとする。

第 8 条 (損害賠償)

当社又は第 2 条第 3 項に規定する被開示者が本誓約の各条項に違反した場合には、当社はその責めに任じ、当該違反に関連して貴社又は第三者に生じた一切の